

監査公表第27号（令和4年3月11日、県公報第281号登載）

令和2年10月1日～令和2年11月13日実施 教育委員会出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和2年度）

## 監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査の結果（令和3年2月8日2監総第922号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月11日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大橋克己

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 様  
同 世 利 洋 介 様  
同 森 行 一 様  
同 大 橋 克 己 様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 3 年 2 月 8 日 2 監総第 9 2 2 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
小郡特別支援学校	扶助費（特別支援教育就学奨励費）のうち学校給食費について、児童や生徒が給食を実食した場合は、食した日数の割合によって定められた額を支給すべきところ、令和 2 年 1 月に、一部の児童と生徒が給食を実食していたにもかかわらず、これを算定していなかったため、支給不足となっていた。	支給不足となっていた当該扶助費は、令和 3 年 2 月 8 日に支給した。 扶助費算定時に使用する集計表について、実食日数を自動で表示できるよう改良し、項目の入力誤りや入力漏れを防ぐこととした。 また、小・中・高等部ごとに複数の職員に点検させたうえで、上司による確認を徹底させ、再発防止を図ることとした。
明善高等学校	非常勤職員（部活動指導員）の報酬について、令和元年 11 月及び 12 月の勤務実績に基づき、それぞれ翌月 10 日までに支払うべきところ、令和 2 年 2 月 10 日に支払っていた。	会計年度任用職員の報酬支払事務に関する進捗管理表を作成し、適切な管理を図ることとした。 また、事務室内のホワイトボードに支払期日等を表示し、定例的な業務会議において業務の進捗状況の共有を徹底させることで、支払遅延の再発防止を図ることとした。
福岡農業高等学校	体育館照明交換の工事請負契約について、過去 2 年間に県と同種類、同規模の契約を 2 回以上締結し、履行したことを証する履行実績証明書により契約保証金を免除すべきところ、異なる種類の建設工事の履行実績証明書により契約保証金を免除していた。	契約保証金の免除について、事務職員全員に財務規則及び会計事務研修会資料により確認させるとともに、財務規則第 170 条第 4 号により契約保証金の免除を行う際には、決裁時の根拠書類に、建設許可業種一覧等を添付し、同種の履行実績であることの確認を徹底させ、再発防止を図ることとした。

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	<p>備品2点（ウォータークーラー、製氷機）について、知事等の許可を受けた業者に収集運搬及び処分の委託をすべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>処分した備品2点は、それぞれの納品業者からマニフェストを取り寄せ、適正に処分されたことを確認した。                      監査における注意事項の事例を中心に所属内で研修を実施させ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の理解を深め、物品処分の具体的な方法を習得し、再発防止を図ることとした。</p>
	<p>非常勤職員の休暇について、無給休暇を取得する場合に必要な手続きを行うべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>担当者に報酬支払時において休暇等届・承認簿と突合せ、決裁権者による確認を徹底することとした。                      併せて、非常勤職員等の休暇制度や手続きについて、改めて所属内で周知し、手続きの必要性・重要性について確認させた。</p>